

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」における ヒト受精胚の取扱いについて

1. 基本的認識

- 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)においてヒト受精胚の取扱いに係る記載内容は以下のとおり。

【ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(平成16年7月23日総合科学技術会議)(抄)】

2. ヒト受精胚の位置付け

(3) ヒト受精胚の取扱いの基本原則

ア 「人の尊厳」を踏まえたヒト受精胚尊重の原則

(前略)

その目的如何にかかわらず、ヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことを原則とする。

イ ヒト受精胚尊重の原則の例外

(前略)

一定の条件を満たす場合には、たとえ、ヒト受精胚を損なう取扱いであるとしても、例外的に認めざるを得ないと考えられる。

ウ ヒト受精胚尊重の原則の例外が許容される条件

(条件を列記)

「代替不可能性」、「科学的合理性」、「人への安全性」

3. ヒト受精胚の取扱いの検討

(1) 研究目的のヒト受精胚の作成・利用

ヒト受精胚の研究目的での作成・利用は(略)認められないが、基本原則における例外の条件を満たす場合も考えられ、この場合には容認しうる。

(略)研究の主な目的に対しての一般的な考察結果は次のとおりである。

ア 生殖補助医療研究目的での作成・利用

容認しうる。

イ 先天性の難病に関する研究目的での作成・利用

(前略)具体的必要性が確認できなかったが、(略)将来、必要性が生じた時点で改めて検討することとする。

2. 論点

基本的考え方においてはヒト受精胚に係る研究は原則として認められないこととした上で、生殖補助医療研究目的の場合については、例外として容認しうるとされている。

- その後、ゲノム編集技術の進歩等に伴う基本的考え方の見直しの必要性に基

づき、生命倫理専門調査会（以下「調査会」という。）における検討を踏まえて第一次～第三次までの報告が取りまとめられ、指針が整備されてきたところ。

- 上記については、ヒト受精胚にゲノム編集技術等又は核置換技術を用いる場合について当該研究が容認しうるか検討を行ったが、ゲノム編集技術等を用いない場合については、検討過程の資料に記載はあるが、報告書に特段の記載はない。
- ただし、これまでの調査会や「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース（以下「タスク・フォース」という。）における検討過程では、ゲノム編集技術等を用いた研究の「対照群」として実施する研究については以下のような記載があった。

【「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～（令和元年6月19日総合科学技術・イノベーション会議）（抄）】 下線は追加。

2．個別論点の検討と考察

（1）ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる「遺伝性・先天性疾患研究」について

【タスク・フォースの見解】

なお、ゲノム編集技術等を用いたこれらの研究において、対照群としてゲノム編集技術等を用いない胚を用いる必要がある場合には、ゲノム編集技術等をヒト受精胚に用いる研究に付随する限りにおいて容認し、ヒト受精胚の提供に係る手続きや研究計画の確認について関係指針を準用する（同一研究計画として扱う）ことが適当である。

【タスク・フォース（平成31年3月18日） 第17回 資料3】

3．ゲノム編集技術等を用いない場合での余剰胚及び研究用新規作成胚を用いた研究について

現在、生殖補助医療研究目的のために余剰胚（生殖細胞含む）を用いる研究については関連学会のガイドラインにより、生殖補助医療研究目的のために研究用新規作成胚を用いる研究についてはART指針により、取扱いの枠組みが設けられている。

今後、ゲノム編集技術等を用いた研究を進める場合、対照群としてゲノム編集を用いない胚を用いる必要などが想定されるため、生殖補助医療目的の研究については既存の指針等の適用を受けるとし、それ以外については、ゲノム編集技術等をヒト胚に用いる研究に付随する（同一研究計画として扱う）限りにおいて、関係指針を準用してはどうか。（具体的には、ヒト受精胚の提供に係る手続きや研究計画の確認について同様の手続きを取ることが考えられる。）